

平成28年9月12日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1. 日 時 平成28年9月12日(月) 15時35分開会
16時38分閉会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、野畑直委員、
中面幸人委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
山田勝委員、岩崎健二委員
4. 事務局職員 議事係主査 大漣 昭裕
5. 説明員 ・商工観光課
課長 堂之下浩子 君 課長補佐 菌畑 雄二 君
6. 会議に付した事件
・陳情第9号 脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情
・所管事務調査について
7. 議事の経過概要
別紙のとおり

議事の経過概要

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。平成28年9月5日の本会議で本委員会に付託となりました案件はありませんでしたので、本日は現在継続審査となっております陳情第9号、脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情について及び所管事務調査について協議を行いたいと思います。

なお、本日の日程はお手元に配付しました日程表のとおり進めていきますのでよろしくをお願いします。

まず初めに、陳情第9号、脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情を議題といたします。

7月1日に所管課を呼んで説明を受けましたが、その後の経過について、所管課を呼んで説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、所管課の出席をお願いします。

(商工観光課 入室)

それでは、所管課である商工観光課に出席いただきました。陳情第9号、脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情について、その後の経過について所管課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

前回7月1日の産業厚生委員会以降の脇本海水浴場の状況について御説明いたします。

海の家管理者と協議の結果、今年の夏については海の家3者で管理組合をつくり、駐車場の開閉及び適正な管理に努めるという内容で脇本海水浴場管理運営に関する協議書案を作成、その案を持って7月12日、下村区役員、まちづくり公社、渚を愛する会、阿久根警察署、阿久根消防署、観光連盟及び市役所関係各課に集まっていたいただき、海開き期間の管理運営について協議を行いました。

その中で、夜の施錠時間は午後8時とし、鍵の管理は海の家3者で行うということをご提案いたしました。協議書案には「出入り口の鍵は午後8時に閉める。ただし、お客さんによっては必ずしもこの時間を守っていただけない場合もあるので、お客さんが帰るたびに開け閉めをし、9時までにはすべて出してもらおう」となっておりましたが、この部分について異議があり、あくまでも午後8時までには全員出してもらおうようにしなければだめだと、地区民の方々の御意見としては午後8時に閉めるということを海の家がしっかり守るという確約がとれればいいのかという意見が出されたところでもあります。そこで午後8時閉鎖という時間を守るということ、協議書に書かれたルールが守られていない時には駐車場を閉鎖するということが承認をいただいたところでもあります。

その後、商工観光課で協議書の文面を修正し、海の家の方々に集まってもらって協議を行いました。海の家にとっても、今年度ルールを守れなかった場合には来年の占用許可更新時に地元の賛同を得られないことになるため、3者で協力しルールを守るということに同意してもらったところでもあります。

そこで、「平成28年度脇本海水浴場駐車場の管理運営に関する確認書」を作成、海の家3者の署名・押印をしてもらいまして、その確認書を持って地権者のところへ伺って経緯の説明を行いました。土地の賃貸借について、それから話し合いを3回ほど持ちましたけれども、何とか夏休み前に合意に至ったところでございます。

この間、海の家サンフラワーでは南側駐車場に隣接する土地を購入し、自分の店の駐車場として整備をされております。

この海開き期間中、特段の苦情等はありませんでしたが、8月7日、サンフラワー及び一休み両海の家でイベントを実施したことから、駐車場が満車となり、まちづくり公社の管理人及び監視人に苦情が多く寄せられたという報告を受けております。このイベントにつきましては、市にも公社にも事前に報告がなかったことから、後日確認を行いました。ただし、昼間のみイベントであり、駐車場の施錠時間は守られております。

また8月22日には、串木野海上保安庁から「脇本海水浴場遊泳区域内で水上バイクを走らせている」という連絡がありましたが、脇本海水浴場の海の家ではなくてほかの海岸から操縦してきたものと判明したところであります。

8月31日までの海開き期間中、天候にも恵まれたこともあり、ごみの漂着等も少なく、苦情等も寄せられておりませんので、特段の問題はなかったと認識しております。

以上でございます。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終了しました。委員から何か質疑ありませんか。

山田勝委員

ことしの脇本海水浴場の入込数は幾らと把握してらっしゃいますか。

堂之下商工観光課長

ことしは1万9,119人でございます。

山田勝委員

具体的にどげんふうにして積もらっと。いっちょずつ数取り器で。

堂之下商工観光課長

まちづくり公社に委託をしておりますけれども、その人たちが数取り器でカウントをした数となっております。

白石純一委員

ことしのウミガメの産卵状況はおわかりになりますでしょうか。

堂之下商工観光課長

すみません、ウミガメの産卵状況について、私どものほうには報告が来ておりませんので、ちょっと今存じません。

白石純一委員

把握されている部署より聞き取り報告はいただけますでしょうか。

仮屋園一徳委員長

ウミガメについては市民環境課ということで、後で確認いたします。

山田勝委員

課長、例えばですね、サンフラワー、駐車場をことし買いましたよね。そしたら、例えばサンフラワーの駐車場の管理、開閉については商工観光課は特別権限は及ばないんですか。

堂之下商工観光課長

私たちは権限は及ばないと思っております。ただその花火とかウミガメについての配

慮はお願いしたいというふうに思っております。

山田勝委員

ことし、いろいろ考えたんだけど、阿久根市が管理するから問題が発生するのであって、阿久根市じゃなくてやっぱり自分たちのことは自分たちで、銭もうけやっでするように指導してくださいよ。せんせんな駐車場は市が買ってくれ、銭もうけはうんどがすって、それはあんまりやっわ。そういう声もあるという話をしてですね、例えばサンフラワーみたいにですね、すればいいだろうし、それから一方は、北側は北側であればいいだろうし。だからそれができない人は市の管理するのを使う人はそれに合わせな仕方ないし、そげんせんな、ものすごく阿久根市がからわないかんから大変じゃっでや。

仮屋園一徳委員長

今の件に関して課長、何かありますか。

堂之下商工観光課長

海水浴場の利用者というのが全てが海の家の利用者でもありませんので、やはりそおういった一般のお客様に対しては市としてある程度の管理は必要かなというふうに考えております。

山田勝委員

海水浴場に来る人は昼間やっで、まあ問題なかわけよな。海水浴場に来る人は昼間だから問題ないんですよ。ところが夜がやっぱり価値のあるわけであって、夜がですね。それはやはり海水浴場が努力せなしゃあないと思いますよ。

中面幸人委員

陳情があったわけなんですけど、課長。課長の説明をお聞きしてですね、その後はトラブルはなかったように報告ございますけれども、大体いろいろ条件等をいろいろ話し合いをして変えたわけですよ。その中で今期やってみたらそげん苦情もなかったわけですから、そういう捉え方で、例えば陳情が出ているので、陳情もそういう捉え方でいいんですかね。陳情が出てから陳情をちゃんと後々せないかんから、課長の説明を聞いた上での中のやっぱり捉え方をしないといけないわけでしょ。

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。

(休憩 15:45～15:49)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

中面幸人委員

この後ですね、私は陳情の審査をしているわけですので、結果的に1シーズン終わりましたので、もし課長が陳情のことについてこういうところにもう少し気をつけてほしいとか、何かそういう意見はないのか、それを踏まえて後の陳情をどうするか私たちも話をせないかんと思うので、その辺について何か御意見ありませんか。

堂之下商工観光課長

今回、来年度の海の家占有許可の申請を見越してルールを守っていただいたというふうに考えておりますが、やはりまだ地元とのしっかりした了承というのは得られてないのかなという雰囲気もございますので、そこはやはり陳情者の御意見を伺っていただければありがたいかなと思います。ことしの夏は私たちのほうに直接のいろんな不平不

満は届いておりませんが、何らか考えてらっしゃる部分はあるのかなと思います。

中面幸人委員

所管課としては、あんまり苦情はなかったけど、しっかりとやっぱり陳情者からちゃんとした上で結論を出してほしいということですね。

[堂之下商工観光課長「はい」と呼ぶ]

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

ちょっとお伺いしたいんですが、最初ですね、平成28年度脇本海水浴場駐車場設置基準ということで、利用時間、午前6時から午後6時までということでの最初の案があったんですが、今回8時までということでの厳守すればいいということでの協議がなされたということではありますが、このいきさつをちょっと、6時が8時になったということですね、非常に利用者からすれば大幅に利用がよくなったということ。ただ、当初の基準を求められてるところは午後6時までということ、明るいうちにまだ、6時までですよというのが8時までということになったそのいきさつというのは何かございますか。

堂之下商工観光課長

やはり夏場はまだ8時といっても明るいので、夕日を見に来たりとかそういうお客さんもいるんじゃないかという意見が多数ありました。海の家にとりまして毎日8時まで開けているわけではなくて、予約が入った時だけであってそれ以外の時には早く、お客さんがいないときには早く閉めるんだという説明をされたところでございました。やはり仕事が終わってから海を見に来る人もいるということで、そこは8時までとしていいんじゃないかという意見が出されたところでございます。

濱崎國治委員

8時まででもいいんじゃないかという意見はどちらからあったんですか。

堂之下商工観光課長

このいろんな方に集まっていたいて、地区民の方からもありましたし、海の家からもそういう御意見もあったところでございます。

濱崎國治委員

一番の問題は海の家側の業者側でなく、いわゆる周辺の人たち、陳情された周辺の人たちというのが一番懸念されたんですよ、いろんなことを。だから、海の家の方については当然8時、9時までというのはわかります。ただ、当初6時までとしていたのが、えらい大幅に譲歩ということか御理解いただいたというのがちょっとどの辺だったのかなというので先ほどお聞きしたんですけど、それは陳情者の方たちが、ほとんどの方がそれでよかよということでの協議が整ったということによろしいんですね。

堂之下商工観光課長

7月12日に集まっていたいて話し合いをする中で、地区民の中から、何人の方からそういう意見が出まして、それについて特段異議もなかったので8時までとさせていただいたところでございます。

[濱崎國治委員「了解」と呼ぶ]

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

白石純一委員

陳情の中に、水上バイクの利用の規制があったと思うんですが、これについては特に

今回陳情後問題に、遊泳区間内に入っていたということを除いて問題なかったかということと、今三つある海の家で営業に利用されている水上バイクは何台あるのかはおわかりになりますでしょうか。

堂之下商工観光課長

水上バイクの何台あるかということについては、私は一台しか見ていないんですけど、何台あるかというのは確認まではしておりません。ことしはそういった水上バイクについてもしっかりと守っていただくようお願いしましたので、守られていたんじゃないかなというふうに思っています。海上保安庁から通報があった時にこの海の家ではないかということで捜査したんですけども、脇本の海の家ではなくてほかのところから来るとということがわかりましたので、ことしの脇本の海の家ではちゃんと守られていたのかなというふうに思っています。

白石純一委員

水上バイクを利用されている業者さんは1社という理解をされてますか。

堂之下商工観光課長

そう思っております。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

牟田学委員

今の水上バイクの関連でですね、多分阿久根大島だと思います。阿久根大島からうちの事務所の前の磯のあそこあたりもばんばん走ってきますし、多分阿久根大島から来ると思います、その海上保安庁のやつは。

野畑直委員

陳情の内容についてですね、陳情者は夜の営業について、そしてマリンスポーツの営業について、海の家建物についてと3点ほどの陳情がきとって、今課長の説明では、夜の営業については海の家3者と同意があったと、そしてマリンスポーツについてもよそから来ているということで、海の家建物については台風等が来ずに何も被害がなかったからこれには触れられなかったと思うんですが、今回その7月12日ですか、協議をされて夏休み前に合意をされたということで、特段の問題はなかったという報告を受けましたけれども、この陳情者に対しては今年だけでなく、来年にも通じていくと思うんですけども、来年度についてはもちろんまだ話はされていないんでしょうけれども、今年度はうまくいったけれども来年度については我々が陳情を査定する中においては、もちろん海の家建物について台風等の災害がいつ来るかわからないわけだから、この辺のことについてはどのように、私なんか判断しないといけないんですが、その辺の合意というところはどうなんですか。

堂之下商工観光課長

海の家建物について、ことし話し合いをしたということはないんですけども、ただ今後考える中でですね、陳情の中でも海開き期間に限定して建ててほしいということもありますので、そういうことを考えますと簡易な建物になるのかなというふうに思っております。次回、来年、多分3月までには来年度の占用許可についての申請が出ると思いますので、その時の建物はどんな建物を建てるのかとか、そういった申請書の中に添付書類が出てきますので、そこでまた地元の意見を伺いながら決定していかなければいけないというふうに思っております。

野畑直委員

今課長の話を聞くとですね、来年3月まではこういう先ほど濱崎委員のほうからも駐車場の設置基準等について誓約書が午前6時から午後6時までとある中でも午後8時までがいいとか、ちょっと変わっているところもあって、当初聞いた時にはこの誓約書を守らないと駐車場は貸さないとかいう意見も聞いた中で、我々の知らないところで午後8時までで合意をしたというところもあってですね、我々も陳情は1年だけのものではなくて、また来年、再来年と続いていくことも考えなければならない。それだけじゃなくて、ウミガメのことについても記載してあるわけだから、その辺について今課長は来年の3月までに申請があるものだと思っていると、海の家のことについてね。我々はこういう、来年3月までのことという陳情でいいのかどうかというの、これは委員会のほうで考えるんですが、課長の考えというのはそういう合意を、協議をするということで考えていらっしゃるんですか。

[山田勝委員「ちょっとね、あそこの海水浴場の許可・認可は県の、出水やったって、だから阿久根市は別にほとんど権限はなかんやっど」と発言]

いや、それはわかっていますよ。わかっているけど、阿久根市から陳情が出てきたものに対して我々は結論を出さなければいけない。ことし特段問題がなかったからもういいということでもいいのかというのを、委員会でももちろん話をするんですよ。課長がどのように考えているかということは、今山田委員のほうから県が許可するんだからということで、それも含めてですね、課長の考えというのを聞いてみないとということで、陳情の内容について説明はされたわけだから、私が引っ掛かったのは海の家建物について等には全然触れられなかったし、私たちは陳情の査定のために所管課の課長として呼んでいるわけだから、その辺も含めてちょっと聞いただけですけれども。

堂之下商工観光課長

ことしはですね、海開きがもう差し迫っていて、夏休みが差し迫っていたことで、どういう方法があるかということで話し合いをもって、ことしの解決策としてこういうことを決めて8時までということで、施設管理も海の家がやりますと、地元には迷惑かけませんということでこの期間を乗り切ったところでございます。今後につきましては、やはり前の委員会でも申し上げましたとおり、条例等で規制する必要もあるかもしれません。そう思っておりますので、その辺のところの研究もしながら、占用許可については県の許可事項ですけれども、阿久根市の意見書を求められますので、その時にまた地元との話し合いも必要になってきます。ですから今回夏が終わったから終わりではなくて、また今後も引き続き私たちも研究しますし、ウミガメが上がる海水浴場でどのようなことを、ほかの地区ではどのようなことをしているのか、そういう調査も今からすべきだというふうに思っておりますので、そこのところはまだ検討は続いていくというふうに思っております。

山田勝委員

私はな、いい結論を出したと思いますよ、皆さんは、8時までの話し合いはですね。何でかって言ったら、私も何人という人に聞きましたよ。そしたらね、その時だけのことやったって8時ずいさせてかんまな言って言う人のほうがほとんどですよ。ある人に言わせれば、あいがいっせつべなとったってや。あいがゆてくつでうんどんもしょんなかとなどというしも多いですよ。だから、私はそういうことで今後話し合いをするときはなるべく多くの人を集めてしたほうがいいと思いますよ。そうしなければ当事者がですね、自分の感情を含めたのでやり続けますからね。でも実際は、せっかく海水浴場をしてもらったらなという地元の人もいるんですよ。だからもうその会にはいかなかった

という人もいますよ。ですからそこはね、なるべく多くの人を集めて一つのものをつくられたほうがいいですよ。せんせな、あげんみんな印鑑を押しゃったしはほとんど違いますよ。

仮屋園一徳委員長

要望でいいですか。

[山田勝委員「はい」と呼ぶ]

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なしと認め、所管課への質疑を終了いたします。所管課は退席して結構です。

(商工観光課退室)

休憩に入ります。

(休憩 16:02～16:08)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ウミガメの上陸状況については、所管課より資料の提供がありましたので配付したいと思いますよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは資料を配付させます。

(資料配付)

それでは陳情9号について、今後の進め方ですが、陳情者を参考人として呼び、海開きシーズンを終えての意見も含めて説明を聞きたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、参考人を呼ぶことが決定されましたので、参考人と調整を行い、日を改めて委員会を開催したいと思います。日程等については委員長に御一任願いたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決しました。

それではお諮りいたします。ただいま議題となっております、陳情第9号については、さらに慎重審査を行うため、議長宛て継続審査の申し出を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、本陳情は議長宛て継続審査の申し出を行うことに決しました。

◎所管事務調査について

仮屋園一徳委員長

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

先日、所管事務調査事項の一つであります南九州西回り自動車道サービスエリア等建設に関する調査のため、愛知県刈谷市の刈谷ハイウェイオアシスと静岡県富士市の道の駅富士川楽座を訪問し調査を行いました。この件について委員から何か御意見等あり

ましたら伺いたいと思います。

白石純一委員

2カ所とも大変勉強になる施設だったと思います。ただし、我々が意図している場所、また自動車道の性格があまりにも違うものというような部分も見られてですね、できれば無料区間の自動車専用道路でこういったサービスエリアがないのかも調査できないかという印象を持ちました。

仮屋園一徳委員長

今、御意見がありました、今回の件について今定例会の最終日であります23日の本会議で今回の調査内容を委員長報告として報告したいと思いますが、御異議ありませんか。

[濱崎國治委員「委員長、ほかに調査もしてみたいとかありますので、中間報告もまだ早いんじゃないかなと考えますが」と発言]

ここで休憩します。

(休憩 16:13~16:15)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

野畑直委員

私はですね、一応行きましたよ、規模が違い過ぎて話にならんなど、見に行った意味があるのかなというくらい感じております。刈谷市の人口が15万人余りですよ、高速道路の交通量も一日7、8万台。話にならないくらい桁が違い過ぎる。だから南九州の西回り自動車道のサービスエリア建設に向けてはですよ、今大川付近がいいのかなという考え方で商工会議所のほうも景観がいいということで考えておられるようですよけれども、まず、駐車場がせめて100台くらいは止められるようなものがないとなっていないのかなと。視察したところは800台とか900台とかという、もうあんな規模のものは要らないと思うけれども、規模が違い過ぎてちょっと白石委員からもありましたけれども、ちょっと視察したところが、たしかに高速道路と一般道からどっちからも入れる、入ることができるというところを視察したんですが、ちょっと無理かなというのは、最初刈谷ハイウェイオアシスで感じました。それから富士川楽座のほうはですね、合併前の富士川町で設置されたということで、人口規模も阿久根と変わらないところでありましたけれども、そこはまた富士山という大きな景観スポットであつてもすごくいいというふうに感じましたけれども、いずれにしても駐車場については100台以上やっぱり駐車ができる、そしてその造成費等安価な場所を、景観も必要だろうけどやはり駐車場がないと特産品を売るなんてのはちょっと無理かなというふうに感じました。だから、結果的に商工会議所からの陳情なんですけど、視察してきたところは参考にならないのかなと思って、もう少し商工会議所との意見交換もするべきかなというふうに、視察を終えてですね、またもう一回、そういうふうに感じました。以上です。

岩崎健二委員

確かに規模的には全く違うんですが、あの同等規模のものじゃなくてですね、形態とかJAが入ったとか会議所がはいったとかいうのがありましたので、そこらを含めてじゃあ阿久根につくるときにどうするかというのは議論をしないといけないと思います。現在、まだ南九州西回り道が設計の段階であつて、まだ確定していない中で、阿久根に

サービスエリアをつかってほしいということで会議所からも来て、また議会もそれを全員一致で採択をしてやっておりますので、つくるといふことに向けて動かないといけない。その中で牛之浜地区、大川地区というのはうたってありますので、請願書の中にですね。大川地区でやるんだということとはほぼ間違いないんだろーと思います。それを、請願を議会は全てを納得して採択したはずですので、大川地区がまだ確定していないという話にはならないと私は思います。請願書の中に大川地区にといううたい方をしてありますので、それも含めて議会は採択したはずですので、それをもって、その方向に向けて努力していく必要があると思います。その規模等について、あるいは今駐車場とかそういうものについては当然必要であるし、今後議論としていかないといけないことは間違いないんですが、まだ西回り高速自動車道にサービスエリアができるのかできないのかということもまだ確定もしてないし、今後の大きな課題が残ってるわけですから、委員会としてはそれをつくるという前提のもとにいろいろ協議をしていかなければいけないと私は思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

牟田学委員

今、岩崎委員が言われた、今からその協議をしていく中でですよ、私たちが調査した2カ所に関しては、先ほどから意見もありますけどちょっと無理があるなという思いがあります。場所もですけど、位置的にもですね。だから先ほど白石委員が言われたとおりですね、この場所に似合った、この無料区間であるこういうところをもう一回見つけてですね、もうちょっと調査をしたほうがいいのかなど。それを済ませた上で商工会議所とかですね、いろいろ話をするべきだと思います。今の状態で、今2カ所見た状態ではちょっと話もできないのかなというふうに思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

濱崎國治委員

今回のですね、視察で一番感じたのは、先ほど来、委員から出ていますとおり非常に交通量の多いところの有料道路に隣接しているというですね、入り込んでいるということですね、私たちのこの南九州道に考えてみたらどうも規模的にもどうかなという気がいたしました。ただ、一つやっぱりこれはと思ったのは、やはり自動車道なり有料道路なりに隣接し、かつ一般道からもそこに行ける。さらには物販だけじゃなくて何かの付加価値をつけるような施設をせないかんというのが感じました。それから、もう一つはですね、富士市の観光課長さんがおっしゃったので印象的だったのが、富士川町が設置するのにこんなところにこんな道の駅ができたのかなというのをおっしゃったんですね。地形的にも場所的にも、こんなところに道の駅がやっぱりできたんだというのをおっしゃったのとですね、人口が2万人足らずの富士川町が何十億だったですかね、かなり大規模な道の駅をつかったというのがですね、30億だったですかね、これは自分たちの、2万人前後とほとんど変わりませんけれども、そういう規模のところでもやり方によっては30億とは言わないまでも、それに近いようなそういう規模ののができるんだなというのをですね、実は感じました。そういう意味からしたらですね、先ほど来出ていますとおり、ちょっと田舎のほうの高速道路と言いますか、あるいは無料区間の自動車道とかですね、それに立地しているようなですね、ところをぜひまた見てみたいなというのを感じました。いずれにしても、やはり南九州道を利用するだけの方に対するそ

ういう施設じゃなくて、周辺、鹿児島県を含め、阿久根市を含め県内からいらっしゃる、あるいはその方たちが、あるいは市内に流れてくるようなそういうのをするためにどういいう施設が必要なのかですね、今後やっぱり大いに検討する必要があると思います。まとまりませんでした。

仮屋園一徳委員長

今、皆さんの意見を聞きますと、今回調査した分については今後同等クラスの調査をした上で報告というふうなことでよろしいですか。

[濱崎國治委員「そのほうがいいと思います」と発言]

中面幸人委員

私はちょっと今、岩崎委員が発言された中で、意見も聞いた中でですね、先ほど濱崎委員からも言われましたけれども、確かに採択をしたんだけれども、この間そういうところに見に行ったりしてですね、景色のいいところばかり、例えばあそこは今の大川は景色がいいということでそういうのが出ているわけなんだけど、今回見に行ったところではですね、別に景色がどうのこうのじゃないねって、やっぱり道路のアクセスする、交わったところが、そういったところがうまく成り立っていくのかなというのも私たちは感じたと思うんですよ。だから、そこら辺あたりも含めながらですね、今の陳情の中にはそういう大川地区を指定した形になったけど、その辺あたりをもっともう少し検討する余地もあるんじゃないかなというふうに感じました。

仮屋園一徳委員長

それではですね、所管事務調査の南九州西回り自動車道サービスエリア等建設に関する調査については継続審査ということではよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように行いたいと思います。

次に今後の所管事務調査の進め方について協議を行いたいと思います。

協議のため休憩に入ります。

(休憩 16:28～16:37)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは所管事務調査の今後の進め方について、次回の委員会でまとめたものをもう一度検討をするということではよろしいですか。

それでは次回の委員会については、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決しました。

次に次にその他ですが、委員の皆さんから何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上で産業厚生委員会を閉会いたします。

(閉会 16時38分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳